

別紙

連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 料金表

【介護保険 1割負担 利用料金】

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (金額:円/月)	利用者負担額 (一割:円/月)	※1)日割減算額 (単位/円) 通所サービス併用時	※2)1日単価 (単位/円) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,666	¥64,592	¥6,460	¥71	¥212
要介護2	10,114	¥115,299	¥11,530	¥127	¥380
要介護3	16,793	¥191,440	¥19,144	¥210	¥630
要介護4	21,242	¥242,158	¥24,216	¥266	¥797
要介護5	25,690	¥292,866	¥29,287	¥321	¥964

【連携先訪問看護費 介護保険 1割負担 利用料金】※3)

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (金額:円/月)	利用者負担額 (一割:円/月)	※1)日割減算額 通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割減算します。
要介護1	2,935	¥33,459	¥3,346	※2)1日単価 短期入所系サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				
	3,735	¥42,579	¥4,258	

<加算>

※4)初期加算	30単位/日	¥342	¥35
※5)総合マネジメント体制強化加算	1000単位/月	¥11,400	¥1,140

※3)連携先訪問看護費  
訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

※4)初期加算

利用開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位が加算されます。

※5)総合マネジメント体制強化加算は以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

- ①利用者の心身状況またはその家族等取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ②地域の医療機関、介護老人保険施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

※6)生活機能向上加算(Ⅰ)

自立支援・重度化防止のために、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施する200床未満の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言(アセスメントやカンファレンス)を受けることができる体制を構築した上で、助言をもとに計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成、変更し、かつサービスを提供した場合に加算されます。

※7)生活機能向上加算(Ⅱ)

自立支援・重度化防止のために、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施する200床未満の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、ご利用者様の居宅へ訪問する際に、計画作成責任者が同行し、身体状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成、変更し、サービスを提供した場合に、初回の提供日が属する月に以降に3か月間、1月毎に加算されます。

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置していますので、サービス提供体制加算(Ⅰ)(1月につき500単位)が加算されます。

注2 利用単位数に**介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)**を乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算します。事業者と同一建物に居住する利用者50名以上にサービスを行う場合、1月につき900単位を所定単位数から減算。

【介護保険 2割負担 利用料金】

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (金額:円/月)	利用者負担額 (二割:円/月)	※1)日割減算額 (単位/円) 通所サービス併用時	※2)日割減算額 (単位/円) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,666	¥64,592	¥12,919	¥142	¥424
要介護2	10,114	¥115,299	¥23,060	¥253	¥760
要介護3	16,793	¥191,440	¥38,288	¥420	¥1,259
要介護4	21,242	¥242,158	¥48,432	¥532	¥1,594
要介護5	25,690	¥292,866	¥58,574	¥641	¥1,927

【連携先訪問看護費 介護保険 2割負担 利用料金】※3)

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (金額:円/月)	利用者負担額 (二割:円/月)	※1)日割減算額 通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割減算します。
要介護1	2,935	¥33,459	¥6,692	※2)1日単価 短期入所サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5	3,735	¥42,579	¥8,516	※3)連携先訪問看護費 訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

<加算>

※4)初期加算	30単位/日	¥342	¥69
※5)総合マネジメント体制強化加算	1000単位/月	¥11,400	¥2,280
※6)生活機能向上加算(Ⅰ)	100単位/月	¥1,140	¥228
※7)生活機能向上加算(Ⅱ)	200単位/月	¥2,280	¥456

※4)初期加算

利用開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位が加算されます。

※5)総合マネジメント体制強化加算は以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

- ①利用者の心身状況またはその家族等取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ②地域の医療機関、介護老人保険施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

※6)生活機能向上加算(Ⅰ)

自立支援・重度化防止のために、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施する200床未満の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言(アセスメントやカンファレンス)を受けることができる体制を構築した上で、助言をもとに計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成、変更し、かつサービスを提供した場合に加算されます。

※7)生活機能向上加算(Ⅱ)

自立支援・重度化防止のために、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施する200床未満の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、ご利用者様の居宅へ訪問する際に、計画作成責任者が同行し、身体状況等の評価を共同で行い、かつ生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成、変更し、サービスを提供した場合に、初回の提供日が属する月以降に3か月間の間、1月毎に加算されます。

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置していますので、サービス提供体制加算(Ⅰ)(1月につき500単位)が加算されます。

注2 利用単位数に**介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)**を乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者サービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算します。事業者と同一建物に居住する利用者50名以上にサービスを行う場合、1月につき900単位を所定単位数から減算。

【介護保険 3割負担 利用料金】

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (金額:円/月)	利用者負担額 (三割:円/月)	※1)日割減算額 (単位/円) 通所サービス併用時	※2)1日単価 (単位/円) 短期入所サービス利用時
要介護1	5,666	¥64,592	¥19,378	¥212	¥636
要介護2	10,114	¥115,299	¥34,590	¥380	¥1,139
要介護3	16,793	¥191,440	¥57,432	¥630	¥1,888
要介護4	21,242	¥242,158	¥72,648	¥797	¥2,391
要介護5	25,690	¥292,866	¥87,860	¥961	¥2,890

【連携先訪問看護費 介護保険 1割負担 利用料金】※3)

要介護	基本単位数 (単位/月)	サービス利用料 (金額:円/月)	利用者負担額 (三割:円/月)	※1)日割減算額 通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割減算します。
要介護1	2,935	¥33,459	¥10,038	※2)1日単価 短期入所系サービスを利用した場合または医療保険対象の期間は、1日単価より算出します。
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5	3,735	¥42,579	¥12,774	

<加算>

※4)初期加算	30単位/日	¥342	¥103
※5)総合マネジメント体制強化加算	1000単位/月	¥11,400	¥3,420

※3) 連携先訪問看護費

訪問看護も利用した場合の追加料金となり、連携先訪問看護事業所からの請求となります。

※4) 初期加算

利用開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位が加算されます。

※5) 総合マネジメント体制強化加算は以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

- ① 利用者の心身状況またはその家族等取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ② 地域の医療機関、介護老人保険施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

※6) 生活機能向上加算(Ⅰ)

自立支援・重度化防止のために、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施する200床未満の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言(アセスメントやカンファレンス)を受けることができる体制を構築した上で、助言をもとに計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡

※7) 生活機能向上加算(Ⅱ)

自立支援・重度化防止のために、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施する200床未満の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、ご利用者様の居宅へ訪問する際に、計画作成責任者が同行し、身体状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成、変更し、サービスを提供した場合に、初回の提供日が属する月に降に3か月間、1

注1 事業所は、研修等を計画的に実施し、介護福祉士を30%以上配置していますので、サービス提供体制加算(Ⅰ)(1月につき500単位)が加算されます。

注2 利用単位数に**介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)**を乗じさせていただきます。

注3 事業者と同一建物に居住する利用者サービスを行う場合、1月につき600単位を所定単位数から減算します。事業者と同一建物に居住する利用者50名以上にサービスを行う場合、1月につき900単位を所定単位数から減算。